

# 鯖江市農業委員会

## 第 8 回 総 会

### 議 事 錄

1 日 時 令和 6 年 8 月 28 日 (水)  
午後 1 時 30 分 開会  
午後 2 時 10 分 閉会

2 場 所 鯖江市役所 4 階 多目的ホール

3 議 事

- (1) 議案第 40 号 農地法第 4 条の許可申請審議について
- (2) 議案第 41 号 農地法第 5 条の許可申請審議について

4 報 告 事 項

- (1) 報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- (2) 報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- (3) 報告第 21 号 非農地証明の発行について

5 議 長 福島会長

6 署名委員 5 番 佐々木一弥委員 11 番 河野通弘委員

7 事 務 局 斎藤事務局長、松田事務局次長  
山本書記

午後 1 時 30 分 開会

事務局 それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 (欠席委員の報告)

事務局 つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。  
引き続き、議事進行を、よろしくお願ひいたします。

福島会長 議長就任挨拶  
※以下議長

議長

ただいまから8月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

### 異議なし

議長

では、5番 佐々木 一弥 委員、11番 河野 通弘 委員にお願いします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。

2番  
水嶋委員

8月の農地調整部会の報告をいたします。

8月26日 月曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時30分から私、水嶋と北川委員の2名により、4条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第40号 農地法第4条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

4条申請番号1（柳町3丁目）

（概要と目的）

本申請は、集合住宅（1棟、8室）の建設を目的として、田の転用申請を行うものです。

	<p>(申請地および近隣状況) 申請地は、東側は現況宅地の田、北側、西側は市道、南側は宅地と接しています。 雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。 関係する地元農家組合の了承を得ています。</p>
	<p>(立地基準) 申請地は1種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。</p>
	<p>(一般基準) 隣接農地はございません。</p>
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
2番 水嶋委員	議案第40号 農地法第4条の許可申請審議について 審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、「議案第40号 農地法第4条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。
議長	次に、「議案第41号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	5条申請番号1(杉本町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が、従業員用駐車場の設置（5台）を目的として、田、畠の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側、南側は雑種地、北側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

5条申請番号2（上戸口町）

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、田に使用貸借権を設定するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、東側は宅地、西側は畠、南側は市道、北側は雑種地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は住宅が連坦する地域であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地は、譲渡人の所有地であり、事業計画について了承しております。

5条申請番号3（下新庄町）

(概要と目的)

本申請は、資材置場の設置を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は2か所あります。

北側の申請地は、東側、西側は市道、北側は不耕作の田、南側は、不耕作の田と宅地に接しております。

また、南側の申請地は、東側は市道、北側は不耕作の田、南側は宅地、西側は、不耕作の田に接しております。

雨水は自然流下により、用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は住宅が連坦する地域であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地との境界には、土畔や畔ブロックを設置し、土砂流出を防ぎます。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

## 5条申請番号4（東鯖江2丁目）

(概要と目的)

本申請は、工場（眼鏡）の設置を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側は市道、南側は県道、東側、西側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝等に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は準工の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

## 5条申請番号5（鳥羽2丁目）

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲（21区画）を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側は市道、南側は用悪水路、東側は田、

西側は道と接しています。

雨水は調整池を通り、南側の農業用排水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種低層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

東側の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

#### 5条申請番号6（水落町4丁目）

(概要と目的)

本申請は、宅地造成・住宅建設を目的として、畠の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側は道、東側は市道、西側は宅地、南側は不耕作の畠と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住居の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

南側の隣接農地に現場打ちのコンクリート擁壁を施工するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

#### 5条申請番号7（五郎丸町）

(概要と目的)

本申請は、宅地分譲（4区画）を目的として、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側は市道、西側は宅地、南側は不耕作の田と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種中高層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

南側の隣接農地に土留めのためのブロックを施工するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

※転用農地の南側と東側は、道路の高さと同じぐらいまですでに埋まっているため

## 5条申請番号8（杉本町）

(概要と目的)

本申請は、駐車場（2台）の設置を目的として、畠の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側、南側は宅地、西側は市道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種住宅の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

## 5条申請番号9（平井町）

(概要と目的)

本申請は、住宅建設を目的として、田（現況畠）の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側、南側は宅地、西側は市道と接

しています。

また、申請地の一部は非農地となっており、そのことにつきまして始末書が提出されています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は住宅が連坦する地域であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

#### 5条申請番号10(二丁掛町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建設を目的として、田(現況畠)の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側は市道、西側は県道、南側は宅地と接しています。

ただし、土地を分筆し利用するため、申請地の西側、南側は畠地となります。

雨水は自然流下により、農業用用水路に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は住宅が連坦する地域であるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

西側、南側の隣接農地への影響を低減するため、碎石を施工します。

なお、隣接農地所有者は譲受人の親族であり、事業計画について説明済みで了承を得ております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番

水嶋委員

議案第41号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりまし

た。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第41号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

なお、番号6番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第41号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。

議長

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局

(報告第19～21号について説明)

議長

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

(連絡事項)

議長

それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後2時10分閉会